# 那霸市公報

#### 第1558号

毎月2回 1,15日発行 発 行 所 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市総務部総務課

# 目 次

# 条 例

那覇市鏡水ふれあい会館条例(平和交流・男女参画課)・・・・・・・・・519
那覇市防災街区整備地区計画区域内における建築物の制限に関する条例(建築指導課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
那覇市下水道条例の一部を改正する条例(上下水道局料金サービス課)・・・・・・535
那覇市火災予防条例の一部を改正する条例(消防本部予防課)・・・・・・・・536
那覇市地区計画区域及び再開発地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例(建築指導課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
那覇市営住宅条例の一部を改正する条例(市営住宅課)・・・・・・・・・・・549
那覇市建築確認等手数料条例の一部を改正する条例(建築指導課)・・・・・・・554
規則
那覇市消防本部の組織等に関する規則の一部を改正する規則(消防本部総務課) 556
那覇市鏡水ふれあい会館条例施行規則(平和交流・男女参画課)・・・・・・558
那覇市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則(消防本部予防課)・・・・・・569
那覇市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則(市営住宅課)・・・・・・・575
告 示
<b>告</b> 示 那覇広域都市計画市場の変更について(都市計画課)・・・・・・・・・・591

	41
公	
*/、*	
4	

Δ
那覇広域都市計画の変更について(都市計画課)・・・・・・・・・・・・・・・・・593
上下水道局告示
那覇市排水設備指定丁事店の異動について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・594

条 例

那覇市条例第29号

平成23年10月3日

那覇市鏡水ふれあい会館条例をここに公布する。

那

那覇市長 翁 長 雄 志

#### 那覇市鏡水ふれあい会館条例

#### (設置)

第1条 那覇市域において沖縄戦直前の旧日本軍による飛行場建設に伴う用地接収によりコミュニティが分散されたため地域の発展や伝統・文化の進展が阻害された背景を持つ特定地域の住民(関係者を含む。以下「特定地域住民」という。)について、地域活動への参加意識を高め、交流の促進による地域づくりを発展させ、伝統及び歴史的文化をも踏まえたコミュニティを再構築し、地域振興に資するため、特定地域住民が共同して利用する施設(以下「施設」という。)を設置する。(名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名 称	位 置
鏡水ふれあい会館	那覇市字小禄909番地4

#### (事業)

第3条 施設は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域づくりの活動の促進に関する事業
- (2) 趣味、教養等生きがいを高めるための活動の支援に関する事業
- (3) その他市長が必要と認める事業

(利用時間及び開館日)

- 第4条 施設の利用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、第15条第1項 の規定により市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)は、必要がある と認めるときは、利用時間を変更することができる。
- 2 施設は、毎日開館する。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、臨 時に閉館し、又は休館することができる。

(利用できる者)

- 第5条 施設を利用できる者は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 特定地域住民
  - (2) その他市長又は指定管理者が適当と認めるもの

(入館の制限等)

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては入館を拒み、又

は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある者
- (2) 施設又は設備を損傷するおそれがある者
- (3) 管理上必要な指示に従わない者

(利用許可)

- 第7条 施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可(以下「利用許可」という。) を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とす る。
- 2 指定管理者は、利用許可をする場合においては、管理上必要な条件を付すること ができる。

(利用料金)

- 第8条 利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、指定管理者に対し、その 利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。
- 2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て 定めるものとする。
- 3 利用料金は、指定管理者が定める目までに支払わなければならない。
- 4 既に支払われた利用料金は、返還しないものとする。ただし、規則で定める事由 に該当する場合は、その全部又は一部を返還することができる。
- 5 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

- 第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料金の全部又は 一部を免除することができる。
  - (1) 特定地域住民が利用する場合
  - (2) 本市が主催又は共催する行事に利用する場合
  - (3) その他指定管理者が特別の理由があると認める場合

(利用許可の制限)

- 第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の利用を許可 しない。
  - (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
  - (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等(暴力団員による不当な行為の防止 等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1号に規定する暴力的不法行為等 をいう。)を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (4) 管理上支障があると認めるとき。
- (5) その他指定管理者が不適当と認めるとき。

(利用許可の取消し等)

- 第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消 し、若しくは変更し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。
  - (1) 利用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
  - (2) 利用者が利用許可の条件に違反したとき。
  - (3) 利用者が偽りその他不正な手段により利用許可を受けたとき。
  - (4) 管理に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき。

(施設の変更禁止)

第12条 利用者は、施設を利用する場合において、施設を模様替えし、又はこれに 特別の設備を付設してはならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認 めるときは、この限りでない。

(利用権の譲渡等の禁止)

- 第13条 利用者は、施設の利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。 (原状回復の義務)
- 第14条 利用者は、施設の利用を終了したときは、直ちに原状に復するものとする。 (指定管理者の指定)
- 第15条 市長は、次に掲げるすべての要件を満たし、施設の管理を行わせるに最適 な特定地域住民で構成される団体を、議会の議決を経て地方自治法(昭和22年法 律第67号) 第244条の2第3項に規定する指定管理者として指定するものとする。
  - (1) 特定地域住民の平等な利用が確保できること。
  - (2) 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減 が図られるものであること。
  - (3) 事業計画書の内容に沿った施設の管理を安定して行う能力を有すること。
- 2 前項の規定による指定は、施設の管理を行おうとするものの市長に対する申請に より行う。

- 3 前項の申請は、規則で定める申請書に事業計画書その他の規則で定める書類を添 付して行わなければならない。
- 4 市長は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を告示する。 (指定管理者が行う管理の基準)
- 第16条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、施設の管理 を行わなければならない。

(秘密を守る義務)

第17条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはなら ない。その職を退いた後も、同様とする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

- 第18条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 利用許可に関する業務
  - (2) 施設の維持管理に関する業務
  - (3) その他市長が必要と認める業務

(選定委員会)

- 第19条 市長の諮問に応じ、施設の指定管理者の選定を審議するため、那覇市鏡水 ふれあい会館指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を置く。
- 2 選定委員会は、委員7人以内で組織する。
- 3 前2項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で 定める。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日か ら施行する。
- 2 指定管理者の指定に関する手続その他この条例の施行に必要な準備行為は、この 条例の施行前においても行うことができる。

# 那覇市条例第30号

平成23年10月3日

那覇市防災街区整備地区計画区域内における建築物の制限に関する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市防災街区整備地区計画区域内における建築物の制限に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第68 条の2第1項の規定に基づき、防災街区整備地区計画(密集市街地における防災街 区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号。以下「密集市街地整備法」と いう。)第32条第1項の規定により定められた防災街区整備地区計画をいう。)の 区域内における建築物の敷地、構造及び用途に関する制限を定めることにより、 土地の合理的かつ健全な利用を図り、安全で快適な都市環境を確保することを目 的とする。

(適用区域)

第2条 この条例の規定は、別表第1に掲げる防災街区整備地区計画で定められた特 定建築物地区整備計画の区域及び防災街区整備地区整備計画の区域(以下これら を「適用区域」という。)に適用する。

(建築物の用途の制限)

第3条 適用区域(その区域に係る特定建築物地区整備計画及び防災街区整備地区整 備計画において、当該区域を2以上の地区に区分しているものにあっては、その 区分されたそれぞれの地区の区域とする。以下「計画地区」という。)内におい ては、別表第2に掲げる計画地区の区分に応じ、それぞれ同表ア欄の1及び2に掲 げる建築物は、建築してはならない。

(建築物の容積率の最高限度)

第4条 建築物の容積率は、別表第3の計画地区に応じ、それぞれ同表ア欄に掲げる 数値以下でなければならない。

(建築物の容積率の最低限度)

第5条 建築物の容積率は、別表第3の計画地区に応じ、それぞれ同表イ欄に掲げる 数値以上でなければならない。

(建築物の敷地面積の最低限度)

- 第6条 建築物の敷地面積は、別表第4の計画地区に応じ、それぞれ同表に掲げる数 値以上でなければならない。
- 2 前項の規定の施行又は適用の際、現に建築物の敷地として使用されている土地で、

同項の規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を1の敷地として使用する場合においては、同項の規定は、適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 前項の規定の改正後の同項の規定の施行又は適用の際、改正前の同項の規定 に違反している建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷 地として使用するならば同項の規定に相当する従前の規定に違反することと なった土地
- (2) 前項の規定に適合するに至った建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合するに至った土地
- 3 法第86条の9第1項各号に掲げる事業の施行による建築物の敷地面積の減少により、当該事業の施行の際、現に建築物の敷地として使用されている土地で第1項の規定に適合しなくなるもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を1の敷地として使用する場合においては、同項の規定は適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
  - (1) 法第86条の9第1項各号に掲げる事業の施行により敷地面積が減少した際、当 該敷地面積の減少がなくとも第1項の規定に違反していた建築物の敷地又は所 有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定 に違反することとなった土地
  - (2) 第1項の規定に適合するに至った建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合することとなるに至った土地

(外壁等の位置の制限)

第7条 建築物の外壁又はこれに代わる柱(以下「外壁等」という。)の面から道路境界線、隣地境界線又は地区施設(密集市街地整備法第32条第2項第3号に規定する施設をいう。以下同じ。)境界線までの距離は、別表第5の計画地区に応じ、同表ア欄(1)の区分に従い、それぞれ同欄(2)に掲げる距離以上でなければならない。(建築物の高さの最低限度)

第8条 特定建築物地区整備計画の区域内においては、特定地区防災施設(密集市街

地整備法第32条第2項第2号に規定する施設をいう。以下同じ。)に接する敷地に ある建築物に係る当該建築物の特定地区防災施設に面する方向の鉛直投影の各 部分(次条に規定する特定地区防災施設に係る間口率の最低限度を超える部分を 除く。)の特定地区防災施設の路面の中心からの高さの最低限度は、5メートルと する。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。

- (1) 附属建築物で平屋建のもの(建築物に附属する門又は塀を含む。)
- (2) その他の建築物で公益上又は土地利用上やむを得ないと市長が認めるもの (間口率の最低限度)
- 第9条 特定建築物地区整備計画の区域内においては、建築物の特定地区防災施設に 面する部分の長さの敷地の当該特定地区防災施設に接する部分の長さに対する 割合(以下「特定地区防災施設に係る間口率」という。)の最低限度は、10分の7 とする。
- 2 特定地区防災施設に係る間口率の算定について、次の各号に掲げる長さの算定方 法は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1) 建築物の特定地区防災施設に面する部分の長さ 建築物の周囲の地面に接す る外壁等の面で囲まれた部分の水平投影の特定地区防災施設に面する長さに よる。
  - (2) 敷地の特定地区防災施設に接する部分の長さ 敷地の特定地区防災施設に接 する部分の水平投影の長さによる。

(建築物の構造に関する防火上の制限)

- 第10条 別表第6の計画地区に応じ、それぞれ同表に掲げる建築物は耐火建築物とし、 その他の建築物は耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。ただし、 次に掲げるものは、この限りでない。
- (1) 延べ面積が50平方メートル以内の平屋建の附属建築物で、外壁及び軒裏が防 火構造のもの
- (2) 高さ2メートルを超える門又は塀で不燃材料で造り、又は覆われたもの
- (3) 高さ2メートル以下の門又は塀
- 2 特定地区防災施設に接する敷地にある建築物(特定地区防災施設に係る間口率の 最低限度を超える部分を除く。)の当該特定地区防災施設の当該敷地との境界線 からの高さが5メートル未満の範囲は、空隙がない壁を設ける等防火上有効な構

造としなければならない。

(垣又はさくの構造制限)

- 第11条 適用区域内においては、垣又はさくの構造は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。ただし、門柱及び門扉については、この限りでない。
  - (1) 生垣
- (2) 全体の高さが地盤面から1.5メートル以下のもので次のいずれかに該当するもの
  - ア 擁壁の上部に設ける場合 高さ0.3メートルを超えるものにあっては、当該 0.3メートルを超える部分に見通しの妨げにならないフェンス等を施したも の
  - イ その他の場合 高さ0.6メートルを超えるものにあっては、当該0.6メートルを超える部分に見通しの妨げにならないフェンス等を施したもの

(建築物が適用区域の内外にわたる場合の措置)

第12条 建築物が適用区域の内外にわたる場合においては、第2条の規定にかかわらず、当該建築物の全部についてこの条例の規定(第3条、第6条及び第7条を除く。) を適用する。

(建築物の敷地が適用区域の内外にわたる場合の措置)

第13条 建築物の敷地が適用区域の内外にわたる場合における第3条及び第6条の規 定の適用については、当該敷地の過半が適用区域内に属する場合に限りこれらの 規定を適用する。

(特定地区防災施設と敷地の地盤面に高低差がある場合の適用除外)

第14条 建築物の敷地の地盤面が特定地区防災施設の当該敷地との境界線より低い 建築物について第8条に規定する特定地区防災施設の路面の中心からの高さの最 低限度を適用した結果、当該建築物の高さが地階を除く階数が2である建築物の 通常の高さを超えるものとなる場合は、第8条、第9条及び第10条第2項の規定は 適用しない。

(既存の建築物等に対する制限の緩和)

第15条 法第3条第2項(法第86条の9第1項において準用する場合を含む。以下この条 において同じ。)の規定により第3条の規定の適用を受けない建築物について、次

に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3 号及び第4号の規定にかかわらず、第3条の規定は適用しない。

- (1) 増築又は改築が基準時(法第3条第2項の規定により第3条の規定の適用を受け ない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続き第3条の規定(同条の 規定が改正された場合においては改正前の規定を含む。)の適用を受けない期 間の始期をいう。以下本項において同じ。)における敷地内におけるものであり、 かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面 積に対してそれぞれ法第52条第1項、第2項及び第7項並びに法第53条の規定に適 合すること。
- (2) 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の1.2倍を超えないこと。
- (3) 増築後の第3条の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合 計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
- 2 法第3条第2項の規定により第7条の規定の適用を受けない建築物について増築又 は改築をする場合においては、当該建築物のうち同条の規定に適合しない既存部 分に対しては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第7条の規定 は適用しない。
- 3 法第3条第2項の規定により第5条又は第7条から第10条までの規定の適用を受け ない建築物について大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、法 第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、これらの規定は適用しない。 (市長の許可による適用除外)
- 第16条 市長がこの条例の各規定(第4条を除く。)の適用に関して、公益上必要な建 築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの及び防災街区整備 地区計画の内容として防火上の制限が定められた建築物でその位置、構造、用途 等の特殊性により防火上支障がないと認めて許可したものについては、当該許可 の範囲内において、当該各規定は適用しない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

# 別表第1(第2条関係)

防災街区整備地	区域	
区計画の名称		
農連市場地区防	都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定に	
災街区整備地区	より告示された那覇広域都市計画農連市場地区防災街区整	
計画	備地区計画の区域のうち、特定建築物地区整備計画及び防災	
	街区整備地区整備計画が定められた地域	

# 別表第2(第3条関係)

防災街区整			7	7
備地区計画	適用区域	計画地区	建築してはた	ならない用途
の名称			1	2
農連市場地	特定建築物			風俗営業等の規
区防災街区	地区整備計	A - 2	_	制及び業務の適正
整備地区計	画の区域			化等に関する法律
画	防災街区整		1階又はこれに	(昭和23年法律第
	備地区整備		類する階で下記の	122号)第2条第1項
	計画の区域	A - 1	道路に面する部分	各号に掲げる風俗
		A-1	を住宅、共同住宅、	営業の用に供する
			寄宿舎又は下宿の	もの並びに同条第
			用途に供するもの	6項各号及び第9項
			(これらの用途に	に掲げる性風俗関
			供するための駐車	連特殊営業の用に
			場等を含む。ただ	供するもの
		A - 3	し、これらの用途	
			に供するための玄	
			関、階段、駐車場	
			の出入口等はこの	
			限りでない。)	

	A - 4	1 A-1地区 開南 線及び神里原線	
		2 A-3地区及び	
		A-4地区 真地 久茂地線	
	A-5	_	

備考 この表における計画地区及び道路の名称及び位置は、都市計画法第14 条第1項に規定する計画図に定めるところによる。

## 別表第3(第4条、第5条関係)

防災街区整			r	1
備地区計画	適用区域	計画地区	建築物の容積率の	建築物の容積率の
の名称			最高限度	最低限度
農連市場地	特定建築物			
区防災街区	地区整備計	A - 2	60/10	20/10
整備地区計	画の区域			
画	防災街区整	A - 1	30/10	_
	備地区整備		1 建築物の全部	20/10
	計画の区域		を住宅とする場	
			合は、都市計画	
			で定められた容	
			積率(以下「指定	
			容積率」とい	
		A - 3	う。)の1.5倍を	
			限度とする。	
			2 建築物の全部	
			を住宅以外とす	
			る場合は、指定	
			容積率を限度と	

	する。	
	3 住宅と住宅以	
	外が併存する建	
	築物については	
	次の算定式によ	
	る数値を限度と	
	する。	
	C=1.5A-0.5B	
	(A>B)	
	A:指定容積率	
	B:住宅以外の部	
	分の容積率	
	C:容積率の最高	
	限度	
A-4	_	_
A-5	_	_

備考 この表における計画地区の名称及び位置は、都市計画法第14条第1項に 規定する計画図に定めるところによる。

## 別表第4(第6条関係)

防災街区整			
備地区計画	適用区域	計画地区	建築物の敷地面積の最低限度 (m²)
の名称			
農連市場地	特定建築物		
区防災街区	地区整備計	A-2	250
整備地区計	画の区域		
画	防災街区整	A - 1	250
	備地区整備	A-3	250
	計画の区域	A-4	150

A - 5250

備考 この表における計画地区の名称及び位置は、都市計画法第14条第1項に 規定する計画図に定めるところによる。

### 別表第5(第7条関係)

防災街区整			r	
備地区計画	適用区域	計画地区	外壁等の位	立置の制限
の名称			(1)	(2)
農連市場地	特定建築物	A-2	外壁等の面から道	2. Om
区防災街区	地区整備計		路〈2〉地区の道路	
整備地区計	画の区域		境界線までの距離	
画			外壁等の面から道	3. Om
			路〈3〉地区の道路	
			境界線までの距離	
	防災街区整	A - 1	外壁等の面から道	1. Om
	備地区整備		路〈1〉地区の道路	
	計画の区域		境界線までの距離	
			外壁等の面から道	2. Om
			路〈2〉地区の道路	
			境界線までの距離	
			外壁等の面から道	地盤面からの高さ
			路〈4〉地区の道路	が3.0m以下の部分
			境界線までの距離	は2.0m
			外壁等の面から道	地盤面からの高さ
			路〈5〉地区の道路	が3.0m以下の部分
			境界線までの距離	は3.0m
				地盤面からの高さ
				が3.0mを超える部
				分は1.0m

1	1	l	
		外壁等の面から隣	2. 0m
		地〈1〉地区の隣地	
		境界線までの距離	
	A-3	外壁等の面から道	2. Om
		路〈2〉地区の道路	
		境界線までの距離	
		外壁等の面から道	3. Om
		路〈3〉地区の道路	
		境界線までの距離	
		外壁等の面から通	2. Om
		路〈1〉地区の通路	
		境界線までの距離	
	A-4	外壁等の面から道	1. Om
		路〈1〉地区の道路	
		境界線までの距離	
		外壁等の面から道	2. Om
		路〈2〉地区の道路	
		境界線までの距離	
		外壁等の面から隣	0.5m
		地〈2〉地区の隣地	
		境界線までの距離	
	A-5	外壁等の面から道	2. Om
		路〈2〉地区の道路	
		境界線までの距離	
世 サ テ の 士 ) z . k ) ふと	<u> </u>	といった カギトロッツト 思っ	L +47 +->   -

備考 この表における計画地区及び道路の名称及び位置は、都市計画法第14 条第1項に規定する計画図に定めるところによる。

## 別表第6(第10条関係)

防災街区整 備地区計画 の名称	適用区域	計画地区	建築物の構造に関する防火上必要な制 限
農連市場地	特定建築物		階数が2以上又は延べ面積が50m²を
区防災街区	地区整備計	A - 2	超える建築物
整備地区計	画の区域		
画	防災街区整	A - 1	
	備地区整備	A - 3	
	計画の区域	A-4	階数が3以上又は延べ面積が100m²を
		A – 5	超える建築物

備考 この表における計画地区の名称及び位置は、都市計画法第14条第1項に 規定する計画図に定めるところによる。

那覇市条例第31号

平成23年10月3日

那覇市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市下水道条例の一部を改正する条例

那覇市下水道条例(1969年那覇市条例第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後		
(用語の定義)	(用語の定義)		
第3条 この条例において、次の各号に掲げ	第3条 [略]		
る用語の意義は、それぞれ当該各号に定			
めるところによる。			
(1)~(13) [略]	(1)~(13) [略]		
(14) 責任技術者 <u>日本下水道協会沖縄</u>	(14) 責任技術者 <u>沖縄県下水道協会</u> に		
<u>県支部</u> に下水道排水設備工事の責任技	下水道排水設備工事の責任技術者とし		
術者として、登録された者をいう。	て、登録された者をいう。		

備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

#### 付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の那覇市下水道条例の規定は、平成23年7月1日から適用する。
- 2 この条例の施行の際、現に日本下水道協会沖縄県支部から下水道排水設備工事の責任技術者として登録を受けている者は、改正後の第3条第14号に規定する責任技術者とみなす。

\_\_\_\_\_\_

#### 那覇市条例第32号

平成23年10月3日

那覇市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市火災予防条例の一部を改正する条例

那覇市火災予防条例(1972年那覇市条例第18号)の一部を次のように改正する。

改正前

改正後

目次

第1章~第3章の2 [略]

第4章 [略]

第1節 指定数量未満の危険物の貯蔵 及び取扱いの基準等(第30条一 第32条)

第2節~第3節 [略]

第5章~第8章 [略]

付則

(燃料電池発電設備)

第8条の3 屋内に設ける燃料電池発電設備 (固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、溶融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第3項及び第5項、第17条の2並びに第58条第10号において同じ。)の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号(アを除く。)、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第17号(ウ、ス及びセを除く。)、第18号及び第18号の3並びに第2項第1号、第11条第1項(第7号を除く。)並びに第12条第1項(第2号を除く。)の規定を準用する。

2~5 [略]

(空地及び空家の管理)

第24条 「略]

2 <u>空家</u>の所有者又は管理者は、当該<u>空家</u>への侵入の防止、周囲の燃焼のおそれのある物件の除去その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。

(指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの基準)

第30条 「略]

(避難施設の管理)

第52条 令別表第1に掲げる防火対象物の 避難口、廊下階段、避難通路、その他避 目次

第1章~第3章の2 [略]

第4章 [略]

第1節 指定数量未満の危険物の貯蔵 及び取扱いの<u>技術上の</u>基準等 (第30条一第32条)

第2節~第3節 [略]

第5章~第8章 [略]

付則

(燃料電池発電設備)

第8条の3 屋内に設ける燃料電池発電設備 (固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、溶融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第3項及び第5項、第17条の2並びに第58条第11号において同じ。)の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号(アを除く。)、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第17号(ウ、ス及びセを除く。)、第18号及び第18号の3並びに第2項第1号、第11条第1項(第7号を除く。)並びに第12条第1項(第2号を除く。)の規定を準用する。

2~5 [略]

(空き地及び空き家の管理)

第24条 [略]

2 <u>空き家</u>の所有者又は管理者は、当該<u>空き家</u>への侵入の防止、周囲の燃焼のおそれのある物件の除去その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。

(指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準)

第30条 「略]

(避難施設の管理)

第52条 令別表第1に掲げる防火対象物の 避難口、<u>廊下、階段</u>、避難通路<u>その他避</u>

<u>難</u>のために使用する施設は、次に定めるところにより、避難上有効に管理しなければならない。

(1)~(3) [略]

(消防訓練の実施等)

- 第55条 防火管理者は、消防計画に基づく 消火、通報及び避難等の総合訓練を<u>毎年</u>1 回以上実施しなければならない。
- 2 防火管理者は、前項の総合訓練を実施しようとするとき<u>及びその訓練が終了したとき</u>は、その旨を消防署長に届け出なければならない。
- 3 防災管理者は、<u>法施行規則第51条の8第3</u> <u>項の</u>避難訓練を実施しようとするとき<u>及</u> <u>びその訓練が終了したとき</u>は、その旨を 消防署長に届け出なければならない。 (教育担当者の選任等)
- 第56条 法第8条に規定する防火管理上必要な業務(以下「防火管理業務」という。)の一部を令第1条の2第3項に規定する防火対象物の関係者から委託を受けて事業を行う者(以下「防火管理業務受託者」という。)は、防火管理業務を担当する営業所ごとに、消防機関が行う防火管理業務に関する講習を受けた者のうちから防火管理業務に関する教育の担当者(以下「防火教育担当者」という。)を選任し、防火管理業務に従事する者に対する必要な教育を行わせなければならない。
- 2 法第36条第1項において読み替えて準用する法第8条に規定する防災管理上必要な業務(以下「防災管理業務」という。)の一部を令第4条の2の4に規定する防火対象物の関係者から委託を受けて事業を行う者(以下「防災管理業務受託者」という。)は、防災管理業務を担当する営業所ごとに、消防機関が行う防災管理業務に関する講習を受けた者のうちから防災管理業務に関する教育の担当者(以下「防災教育担当者」という。)を選任し、防災管

<u>難</u>のために使用する施設は、次に定めるところにより、避難上有効に管理しなければならない。

 $(1) \sim (3)$  [略]

(消防訓練の実施等)

- 第55条 防火管理者は、消防計画に基づく 消火、通報及び避難等の総合訓練を<u>年</u>1 回以上実施しなければならない。
- 2 防火管理者は、前項の総合訓練を実施しようとするときは、その旨を消防署長に届け出なければならない。
- 3 防災管理者は、消防計画に基づく火災以外の災害による避難訓練を実施しようとするときは、その旨を消防署長に届け出なければならない。

(教育担当者の選任等)

- 第56条 法第8条に規定する防火管理上必要な業務(以下「防火管理業務」という。)の一部を令第1条の2第3項に規定する防火対象物の関係者から委託を受けて事業を行う者(以下「防火管理業務受託者」という。)は、防火管理業務を担当する営業所ごとに、消防機関が行う防火管理業務の受託を業とする法人等の教育担当者のための講習会を受けた者のうちから防火管理業務に関する教育の担当者(以下「防火教育担当者」という。)を選任し、防火管理業務に従事する者に対する必要な教育を行わせなければならない。
- 2 法第36条第1項において読み替えて準用する法第8条に規定する防災管理上必要な業務(以下「防災管理業務」という。)の一部を令第4条の2の4に規定する防火対象物の関係者から委託を受けて事業を行う者(以下「防災管理業務受託者」という。)は、防災管理業務を担当する営業所ごとに、消防機関が行う防災管理業務の受託を業とする法人等の教育担当者のための講習会を受けた者のうちから防災管理業務に関する教育の担当者(以下「防災

理業務に従事する者に対する必要な教育 を行わせなければならない。

#### 3 [略]

(防火対象物の使用開始の届出)

第57条 令別表第1に掲げる防火対象物(同 | 第57条 令別表第1に掲げる防火対象物(同 表(19)項及び(20)項に掲げるものを除 く。)をそれぞれの用途に使用しようとす | る者は、使用開始の日の7日前までに、そ の旨を消防署長に届け出なければならな W.

(火を使用する設備等の設置の届出)

第58条 火を使用する設備又はその使用に 第58条 [略] 際し、火災の発生のおそれのある設備の うち、次に掲げるものを設置しようとす る者は、あらかじめ、その旨を規則で定 めるところにより、消防長又は消防署長 に届け出なければならない。

#### (1) 熱風炉

- (2) 多量の可燃性ガス又は蒸気を発生 する炉
- (3) 前号に掲げるもののほか、据付け面 積1平方メートル以上の炉(個人の住居 に設けるものを除く。)
- (3)の2~(5) [略]
- (6) 乾燥設備(個人の住居に設けるもの を除く。)
- (7)~(7)の2 [略]
- (8) [略]
- (8)の2~(14) [略]

(指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取 扱いの届出等)

第62条 指定数量の5分の1以上(個人の住 居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあって の危険物及び別表第8で定める数量の5倍 | 教育担当者」という。)を選任し、防災管 理業務に従事する者に対する必要な教育 を行わせなければならない。

#### 3 [略]

(防火対象物の使用開始等の届出)

表(19)項及び(20)項に掲げるものを除 く。)をそれぞれの用途に使用しようとす る者は、使用開始の日の7日前までに、そ の旨を消防署長に届け出なければならな い。届出の内容を変更しようとする場合 も、同様とする。

(火を使用する設備等の設置の届出)

- 据付け面積が1平方メートル以上で 次に掲げる炉
  - ア 熱風炉

イ 可燃性ガス又は蒸気を発生する炉

- (2)~(4) [略]
- (5) 乾燥設備(入力5.8キロワット以下 又は内部容積が1立方メートル未満の ものを除く。)
- (6)~(7) [略]
- (8) [略]
- (9)~(15) [略]

(指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取 扱いの届出等)

第62条 指定数量の5分の1以上(個人の住 居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあって は、指定数量の2分の1以上)指定数量未満 は、指定数量の2分の1以上)指定数量未満 の危険物及び別表第8で定める数量の5倍 以上(再生資源燃料、可燃性固体類等及び 合成樹脂類にあっては、同表で定める数 量以上)の指定可燃物を貯蔵し、又は取り 扱おうとする者は、あらかじめ、その旨 を届け出なければならない。 以上(再生資源燃料、可燃性固体類等及び合成樹脂類にあっては、同表で定める数量以上)の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その旨を届け出なければならない。届出の内容を変更しようとする場合も、同様とする。

2 [略]

2 「略]

#### 備考

- 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 4 条名等を「~」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

\_\_\_\_\_\_

那覇市条例第33号

平成23年10月3日

那覇市地区計画区域及び再開発地区計画区域内における建築物の制限に関する 条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市地区計画区域及び再開発地区計画区域内における建築物の制限に関する条例 の一部を改正する条例

那覇市地区計画区域及び再開発地区計画区域内における建築物の制限に関する条例(平 成5年那覇市条例第19号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後		
CX II. Hil	<b>4Χ.11.1</b> / <b>2</b>		
(建築物の敷地面積の最低限度)	(建築物の敷地面積の最低限度)		
第5条 [略]	第5条 [略]		
2 [略]	2 [略]		
	3 法第86条の9第1項各号に掲げる事業		
	<u>の施行による建築物の敷地面積の減少</u>		
	により、当該事業の施行の際、現に建築		
	物の敷地として使用されている土地で		
	第1項の規定に適合しなくなるもの又は		
	現に存する所有権その他の権利に基づ		
	いて建築物の敷地として使用するなら		
	ば同項の規定に適合しないこととなる		
	土地について、その全部を1の敷地とし		
	<u>て使用する場合においては、同項の規定</u> は適用しない。ただし、次の各号のいず		
	<u>は週用しない。たたし、伏の各方のいり</u>   れかに該当する場合は、この限りでな		
	<u>い。</u>		
	<del>`。</del>   (1) 法第86条の9第1項各号に掲げる事		
	業の施行により敷地面積が減少した		
	際、当該敷地面積の減少がなくとも第		
	1項の規定に違反していた建築物の敷		
	地又は所有権その他の権利に基づい		
	て建築物の敷地として使用するなら		
	ば同項の規定に違反することとなっ		
	<u>た土地</u>		
	<u>(2) 第1項の規定に適合するに至った</u>		
	建築物の敷地又は所有権その他の権		
	利に基づいて建築物の敷地として使		
	用するならば同項の規定に適合する		
	<u>こととなるに至った土地</u>		
(建築物の外壁等の面の位置の制限)	(建築物の外壁等の面の位置の制限)		
第7条 建築物の外壁又はこれに代わる	第7条 建築物の外壁又はこれに代わる		
柱(以下「外壁等」という。)の面から道	柱(以下「外壁等」という。)の面から道		
路境界線、隣地境界線又は地区施設(都	路境界線、隣地境界線又は地区施設(都		

市計画法(昭和43年法律第100号)第12条の5第2項第3号に規定する施設をいう。以下同じ。)までの距離は、別表第3の計画地区に応じ、同表ア欄(1)の区分に従い、それぞれ同欄(2)に掲げる<u>数値</u>以上でなければならない。

2 法第3条第2項の規定により前項の規 定の適用を受けない建築物のうち市長 が認めるものの増築又は改築で当該増 築又は改築に係る部分が前項の規定に 適合するものについては、これを行うこ とができる。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

- 第12条 法第3条第2項の規定により第3 条の規定の適用を受けない建築物について、次に掲げる範囲内において増築又 は改築をする場合においては、法第3条 第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第3条の規定は、適用しない。
  - (1) 増築又は改築が基準時(法第3条第 2項の規定により第3条の規定の適用 を受けない建築物について、法第3条 第2項の規定により引き続き第3条の 規定(同項の規定が改正された場合に おいては改正前の規定を含む。)の適 用を受けない期間の始期をいう。以下 本項において同じ。)における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は 改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項から第5項 まで及び法第53条の規定に適合すること。

(2)~(3) 「略]

2 [略]

[別表第1 別記]

[別表第2 別記]

[別表第3 別記]

市計画法(昭和43年法律第100号)第12条の5第2項第3号に規定する施設をいう。以下同じ。)までの距離は、別表第3の計画地区に応じ、同表ア欄(1)の区分に従い、それぞれ同欄(2)に掲げる<u>距離</u>以上でなければならない。

2 法第3条第2項(法第86条の9第1項において準用する場合を含む。以下同じ。) の規定により前項の規定の適用を受けない建築物のうち市長が認めるものの増築又は改築で当該増築又は改築に係る部分が前項の規定に適合するものについては、これを行うことができる。

(既存の建築物に対する制限の緩和) 第12条 「略]

(1) 増築又は改築が基準時(法第3条第 2項の規定により第3条の規定の適用 を受けない建築物について、法第3条 第2項の規定により引き続き第3条の 規定(同条の規定が改正された場合に おいては改正前の規定を含む。)の適 用を受けない期間の始期をいう。以下 本項において同じ。)における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は 改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項、第2項及び 第7項並びに法第53条の規定に適合すること。

 $(2) \sim (3)$  「略]

2 「略]

[別表第1 別記]

[別表第2 別記]

[別表第3 別記]

備考

- 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に 改める。
- 3 表又は様式の改正規定において、改正後の欄中の罫線に対応する改正前の欄中の罫線がない場合には、当該罫線を加える。
- 4 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 5 表又は様式の改正規定において、改正前の欄中の罫線に対応する改正後の欄中の罫線がない場合には、当該罫線を削る。

#### 付 則

この条例は、公布の目から施行する。

#### [改正前 別記]

#### 別表第1(第2条関係)

名称	区域
[略]	
石嶺農住地区地区整	都市計画法第20条第1項の規定により告示された那覇広域
備計画区域	都市計画石嶺農住地区地区計画の区域のうち、地区整備計画
	が定められた区域
[略]	
宇栄原市営住宅地区	[略]
地区整備計画区域	

#### [改正後 別記]

#### 別表第1(第2条関係)

名称	区域
[略]	
首里石嶺農住地区地	都市計画法第20条第1項の規定により告示された <u>那覇広域</u>
区整備計画区域	<u>都市計画首里石嶺農住地区地区計画</u> の区域のうち、地区整備
	計画が定められた区域
[略]	
宇栄原市営住宅地区	[略]
地区整備計画区域	
石嶺福祉センター線	都市計画法第20条第1項の規定により告示された那覇広域
沿道北地区地区整備	都市計画石嶺福祉センター線沿道北地区地区計画の区域のう
計画区域	ち、地区整備計画が定められた区域

[改正前 別記]

別表第2(第3条-第6条関係)

地区整	計画地区の名称	ア	イ	ウ	エ	オ
備計画		建築してはならない建築物	建築物	建築物	建築物	建築物
区域及			の容積	の敷地	の高さ	の高さ
び再開			率の最	面積の	の最高	の最低
発 地 区			低限度	最低限	限度	限度
整備計				度	(m)	(m)
画区域				$(m^2)$		
の名称						
[略]						
石嶺北	沿道地区	[略]				
翔·福						
祉地区	[略]					
地区整						
備計画	住宅地区	[略]				
区域						
[略]						
石嶺農	沿道地区			[略]		
住地区						
地区整	住宅地区			[m/z]	10	
備計画	往七地区			[略]	<u>12</u>	
区域						
石嶺市	沿道地区	次に掲げる建築物	<u>10分</u>	<u>250</u>		<u>6</u>
営住宅		(1) 1階又はこれに類する	<u>の10</u>			
地区地		階で道路〈1〉に面する部				
区整備		分を住宅、共同住宅、寄宿				
計画区		舎又は下宿の用途に供す				
域		るもの。ただし、住宅にお				
		いては、市長が土地利用状				
		<u>況その他の事情によりや</u>				
		むを得ないと認めた場合				
		<u>は、この限りでない。</u>				
		(2) 神社、寺院、教会その				
		他これらに類するもの				
	住宅地区	[略]				
宇栄原	[略]					
市営住						
宅地区						
地区整						
備計画						
区域						

## [改正後 別記]

別表第2(第3条-第6条関係)

地区整	計画地区の名称	ア	イ	ウ	エ	オ
備計画		建築してはならない建築物	建築物	建築物	建築物	建築物
区域及			の容積	の敷地	の高さ	の高さ
び再開			率の最	面積の	の最高	の最低
発地区			低限度		限度	限度
整備計				度	(m)	(m)
画区域				$(m^2)$		
の名称						
[略]	11× 전 UV E	Гш <i>/</i> г Л				
石嶺北		[略]				
翔•福祉地区	[略]					
地区整	住宅地区	[略]				
備計画	住宅西地区			<u>165</u>		
区域	沿道西地区			200	<u>17</u>	
	沿道東地区			200		
[略]						
首里石	沿道地区			[略]	<u>17</u>	
嶺農住	.,,,				_	
地区地	<del>人</del> 古斯豆			[m&]		
区整備	住宅地区			[略]		
計画区						
<u>域</u>						
1	住宅地区	[略]				
営住宅						
地区地						
区整備						
計画区						
域 宇栄原	Γm⁄z l					
市営住						
宅地区						
地区整						
備計画						
区域						
石嶺福	沿道北地区			200	<u>17</u>	
祉セン	····				_	
ター線						
沿道北						
地区地						
区整備						
計画区						
域						

## [改正前 別記]

別表第3(第7条、第8条関係)

地区整	計画地	<i>P</i>		イ
備計画	区の名	建築物の外壁等の	面の位置の制限	かき又はさくの制限
区域及	称	(1)	(2)	
び再開				
発 地 区				
整備計				
画区域				
の名称				
[略]				
石嶺北	沿道地	[略]		[略]
翔・福	区			
祉地区				[略]
地区整	[略]			   [H] ]
備計画	住宅地	[略]		
区域	区			
[略]				
石嶺農	[略]			
住地区				
地区整				
備計画				
区域				
石嶺市	沿道地	外壁等の面から道路	道路面から高さ3.0m	次に掲げるものの
営住宅	区	【 ⟨1⟩ の道路境界線ま	以下の部分は2.0m	いずれかでなければ
地区地		での距離		ならない。
区整備		外壁等の面から道路	1. 0m	(1) [略]
計画区		〈2〉の道路境界線ま	2	(2) 高さが1.5m以
域		での距離		下(沿道地区にお
		外壁等の面から隣地	1. Om	<u>いては、1.2m以下)</u>
		<u>/                                   </u>	1.0111	のもの
	八十分	[略]		ア〜イ [略]
	公共住 宅地区	L		
	[略] 			
宇栄原	[略]			
市営住	rmm]			
宅地区				
地区整				
備計画				
区域				
	L			

# [改正後 別記]

別表第3(第7条、第8条関係)

地区整	計画地	7	P	7
備計画	区の名	建築物の外壁等の	の面の位置の制限	かき又はさくの制限
区域及	称	(1)	(2)	
び再開		\-/	(-)	
発地区				
整備計				
画区域				
の名称				
[略]				
石嶺北	北翔地	[略]		[略]
翔·福	<u>区</u>			
祉地区	[略]			[略]
地区整	住宅地	[略]		
備計画	区			
区域	住宅西	外壁等の面から隣地	1.0m(那覇市地区計画	
	地区	<u>境界線までの距離</u>	区域及び再開発地区	
			計画区域内における	
			建築物の制限に関す	
			る条例の一部を改正	
			する条例(平成23年那	
			覇市条例第33号。以下	
			「平成23年一部改正	
			条例」という。) の施	
			行目において、敷地面	
			積が125m <sup>2</sup> 未満の場合	
			<u>は0.5m、125m<sup>2</sup>以上</u>	
			165m <sup>2</sup> 未満の場合は	
	\u00e4	4 B	<u>0.75m)</u>	
	沿道西	外壁等の面から道路	1.0m	
	<u>地区</u>	<u>〈5〉の道路境界線ま</u>		
	沿道東	での距離	<b>学</b>	
	<u>地区</u>	·	道路面から高さ2.5m	
		<u>〈7〉の道路境界線ま</u>		
		<u> での距離</u>	<u>さ2.5mを超える部分</u>	
		   外壁等の面から隣地	<u>は1.0m</u>	
			1.0m(平成23年一部改 工务例の按行口にお	
		境界線までの距離	正条例の施行日にお  いて、敷地面積が165m <sup>2</sup>	
			大満の場合は0.5m、	
			<u>水価の場合である。</u>   165m <sup>2</sup> 以上200m <sup>2</sup> 未満の	
			場合は0.75m)	
Γm& ¬			/// II 1000 10m/	
[略]				

首里石 嶺農住 地区整備 計 域	[略]			
石営地区計域 計域		[略]		次に掲げるもの のいずれかでなけ ればならない。 (1) [略] (2) 高さが1.5m以 下のもの ア〜イ[略]
宇市宅地備区	[略]			
石祉夕沿地区計域       福ン線北地備区		<u>外壁等の面から道路</u> <u>〈1〉の道路境界線までの距離</u> <u>外壁等の面から道路</u> <u>〈2〉の道路境界線までの距離</u> <u>外壁等の面から隣地境界線までの距離</u>	以下の部分は2.0m、高 さ2.5mを超える部分 は1.0m	次に掲がい。 (1) 生垣 (2) 高もなけったない。 (1) 生垣さか1.5m以下の 女はない。 (2) 高もをはけった。 (2) 高もの壁の場合の場合の場合の場合の場合の場合の場合の場合の場合の場合の場合の場合の場合の

## 那覇市条例第34号

平成23年10月3日

那覇市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市営住宅条例の一部を改正する条例

那覇市営住宅条例(平成9年那覇市条例第35号)の一部を次のように改正する。

改正前 改正後 目次 目次 第1章~第5章 「略] 第1章~第5章 「略] 第6章 指定管理者による管理(第74条 ~第74条の9)

第6章 [略](第74条~第79条)

付則

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲 げる用語の意義は、それぞれ当該各号に 定めるところによる。

- (1)~(6) 「略]
- (7) 市営住宅監理員 市営住宅及び共 同施設の管理に関する事務をつかさ どり、市営住宅及びその環境を良好な 状態に維持するよう入居者に必要な 指導を行う者として市長が任命する 者をいう。

(入居者の公墓の方法)

第4条 市長は、公営住宅の入居者の公募 を次の各号に掲げる方法のうち2以上の ものを使用する方法によって行う。

(1)~(5) 「略]

2 [略]

(敷金)

第19条 「略]

- 2 [略]
- 3 敷金は、入居者が住宅を明け渡すと き、これを還付する。ただし、未納の家 賃又は損害賠償金があるときは、敷金の うちからこれを控除した額を還付する。

第7章 [略](第75条~第79条)

付則

(用語の定義)

第2条 [略]

- (1)~(6) 「略]
- (7) 市営住宅監理員 市営住宅及び共 同施設(以下「市営住宅等」という。)の 管理に関する事務をつかさどり、市営 住宅及びその環境を良好な状態に維 持するよう入居者に必要な指導を行 う者として市長が任命する者をいう。

(入居者の公募の方法)

第4条 「略]

- (1)~(5) [略]
- (6) 本市のホームページ
- 2 [略]

(敷金)

第19条 「略]

- 2 「略]
- 3 敷金は、入居者が住宅を明け渡すと き、これを還付する。ただし、未納の家 賃、第21条若しくは第41条第2項で定め る入居者が負担すべき費用のうち未納 の額又は損害賠償金があるときは、敷金 のうちからこれを控除した額を還付す る。

#### 4 [略]

(修繕費用の負担)

- 第21条 公営住宅及び共同施設の修繕に 要する費用(畳の表替え、破損ガラスの 取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅 器その他附帯施設の構造上重要でない 部分の修繕に要する費用は除く。)は、 本市の負担とする。
- 2 <u>前項</u>の規定にかかわらず、入居者の責めに帰すべき事由によって<u>同項に掲げる</u>修繕の必要が生じたときは、当該入居者は、市長の指示に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。
- 3 「略]

#### 4 [略]

(修繕費用の負担)

- 第21条 公営住宅及び共同施設の修繕に 要する費用は本市の負担とする。ただ し、規則で定める軽微な修繕及び附帯施 設の構造上重要でない部分の修繕に要 する費用は入居者の負担とする。
- 2 <u>前項本文</u>の規定にかかわらず、入居者 の責めに帰すべき事由によって<u>同項本</u> <u>文の</u>修繕の必要が生じたときは、当該入 居者は、市長の指示に従い、修繕し、又 はその費用を負担しなければならない。

#### 3 [略]

第6章 指定管理者による管理 (市営住宅等の管理)

- 第74条 市長は、市営住宅等の管理を地 方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指 定するもの(以下「指定管理者」という。) に行わせることができるものとする。 (指定管理者の業務)
- 第74条の2 指定管理者は、次に掲げる業 務を行うものとする。
  - (1) 市営住宅等の入退居又は使用の手続きに関する補助業務
  - (2) 入居者の指導及び連絡に関する業務
  - (3) 家賃、共同施設の使用料等の徴収 に関する補助業務
  - (4) 市営住宅等の維持及び修繕に関する業務
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市営 住宅等の管理に関して市長が必要と 認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第74条の3 第74条の規定による指定を 受けようとするものは、規則で定める申 請書に事業計画書その他の規則で定め

る書類(以下「事業計画書等」という。) を添えて、市長に提出しなければならない。

(指定管理者の指定)

- 第74条の4 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げるすべての要件を満たし、最も適切に市営住宅等の管理を行うことができると認める法人その他の団体を候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。
  - (1) 事業計画書等の内容が、市民の公 平な利用を確保できるものであるこ と。
  - (2) 事業計画書等の内容が、市営住宅 等の効用を最大限に発揮させるもの であるとともに、効率的な管理がなさ れるものであること。
  - (3) 事業計画書に沿った管理を安定し て行う物的及び人的能力を有するこ と。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、市営住空等の設置の目的を達成するために十分な能力を有すること。

(指定管理者の指定等の告示)

- 第74条の5 市長は、前条の規定により指 定管理者を指定したときは、その旨を告 示しなければならない。
- 2 前項の規定は、地方自治法第244条の2 第11項の規定により、指定管理者の指定 を取り消し、又は期間を定めて管理の業 務の全部又は一部の停止を命じた場合 に準用する。

(指定管理者が行う管理の基準)

第74条の6 指定管理者は、この条例及び これに基づく規則の規定に従い、市営住 宅等の管理を行わなければならない。 (協定の締結)

第74条の7 指定管理者の指定を受けた

団体は、市長と市営住宅等の管理に関する協定を締結しなければならない。

(事業報告書の提出)

第74条の8 指定管理者は、毎年度終了後 30日以内に、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、又は年度末を含む期間の業務の全部の停止を命ぜられたときは、その処分を受けた日の翌日から起算して30日以内に当該年度分として、処分を受けた日までの間の事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(指定管理者が行う個人情報の取扱い)

- 第74条の9 指定管理者は、市営住宅等を 管理するに当たって、個人情報の滅失、 破損、改ざん及び漏えいの防止等個人情 報保護のための必要な措置を講じなけ ればならない。
- 2 指定管理者の役員及び職員は、業務上 知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。 第7章 [略]

(市営住宅監理員及び市営住宅連絡業務 員)

## 第75条 [略]

2 市営住宅監理員は、<u>市営住宅等</u>の管理 に関する事務をつかさどり、市営住宅及 びその環境を良好な状況に維持するよ う、入居者に対し必要な指導を行う。

3~5 [略]

第75条の2 [略]

(敷地等の目的外使用)

第77条 市長は、<u>市営住宅等</u>の用に供されている土地等の一部を、その用途又は目的を妨げない限度において、規則で定

## <u>第6章</u> [略]

(市営住宅監理員及び市営住宅連絡業務 員)

#### 第74条 [略]

2 市営住宅監理員は、<u>市営住宅及び共同施設</u>の管理に関する事務をつかさどり、 市営住宅及びその環境を良好な状況に 維持するよう、入居者に対し必要な指導 を行う。

3~5 [略]

### 第75条 [略]

(敷地等の目的外使用)

第77条 市長は、<u>市営住宅及び共同施設</u> の用に供されている土地等の一部を、そ の用途又は目的を妨げない限度におい 用を許可することができる。

て、規則で定めるところにより、その使 めるところにより、その使用を許可する ことができる。

## 備考

- 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前 の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後 部分を加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に 改める。

### 付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第19条第3項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」とい う。)以後に第41条第1項の規定による届出をした者について適用し、施行目前に同項の 規定による届出をした者については、なお従前の例による。

那覇市条例第35号

平成23年10月3日

那覇市建築確認等手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市建築確認等手数料条例の一部を改正する条例

那覇市建築確認等手数料条例(平成19年那覇市条例第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第5 別記]	[別表第5 別記]

#### 備考

- 1 表又は様式の改正規定において、改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係る罫線に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に 改める。
- 3 条名等を「~」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。

#### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

### [改正前 別記]

別表第5(第6条関係)

号	事務	手数料の額
1~2	2 [略]	
<u>23</u>	法第68条の5の3第2項の規定に基づく地区計画等の区域に	[略]
	おける建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	
<u>24~</u>	<u>37</u> [略]	

### [改正後 別記]

別表第5(第6条関係)

号	事務	手数料の額
1~2	2 [略]	
<u>23</u>	法第68条の5の2の規定に基づく防災街区整備地区計画の区	2万7,000円
	域における建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対	
	する審査	
<u>24</u>	法第68条の5の3第2項の規定に基づく地区計画等の区域に	[略]
	おける建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	
<u>25∼</u>	38 [略]	

規則

## 那覇市規則第40号

平成23年9月8日 公 布 済

那覇市消防本部の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市消防本部の組織等に関する規則の一部を改正する規則

那覇市消防本部の組織等に関する規則(昭和47年那覇市規則第55号)の一部を次のように 改正する。

改正前	改正後
付 則 3 当分の間、第3条第2項中「参事」とあるのは「参事監及び参事」と、同条第3項の表以外の部分中「参事」とあるのは「参事監、参事」と、同項の表の左欄中「消防長」とあるのは、「消防長」をあるのは、「消防長」をあるのは、「消防長」をあるのは、「参事監、参事」とあるのは「参事監、参事」とする。	付 則 3 当分の間、第3条第2項中「参事」とあるのは「参事監 <u>又は</u> 参事」と、同条第3項の表以外の部分中「参事」とあるのは「参事監、参事」と、 <u>同項の表中</u> 「 消防長 消防正監
	<u>消防長</u> <u>参事監</u> <u>と</u> 、第4条第4項中「参事」とあるのは「参 事監、参事」とする。

備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

#### 付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の那覇市消防本部の組織等に関する規則及び改正後の那覇市職員の給与に関する規則の規定は、平成23年7月29日から適用する。
- 2 那覇市職員の給与に関する規則(昭和58年那覇市規則第6号)の一部を次のように改正する。

'a' o	
改正前	改正後
付 則	付 則 10 当分の間、別表第3中 「 消防正監 100分の16
	」 とあるのは、 「 消防正監 100分の16

	<u>参事監</u> <u>10</u>	<u>0分の15</u>	
	<u>とする。</u>		<u></u>
備考	・ 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分	 分を加える。	

## 那覇市規則第41号

平成23年10月3日

那覇市鏡水ふれあい会館条例施行規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

### 那覇市鏡水ふれあい会館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、那覇市鏡水ふれあい会館条例(平成23年那覇市条例第29号。以 下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用許可)

- 第2条 条例第7条第1項の規定により施設を利用しようとする者は、利用の日の3日 前までに那覇市鏡水ふれあい会館利用許可申請書(第1号様式)を指定管理者に提 出しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、 この限りでない。
- 2 指定管理者は、前項の申請書を受け付けたときは、その適否を審査し、適当と認 めるときは、那覇市鏡水ふれあい会館利用許可書(第2号様式)を交付するものと する。

(利用許可の変更申請等)

- 第3条 条例第7条第1項の規定により許可された事項を変更しようとする者は、利用 の日の前日までに那覇市鏡水ふれあい会館利用許可変更申請書(第3号様式)を指 定管理者に提出しなければならない。
- 2 指定管理者は、前項の規定による変更申請に対する許可の決定をしたときは、那 覇市鏡水ふれあい会館利用許可変更許可書(第4号様式)を交付するものとする。 (利用料金の返還)
- 第4条 条例第8条第4項ただし書の規定により利用料金を返還することができる場 合及びその額は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 天災その他不可抗力により利用できなくなった場合 利用できない期間に 係る額
  - (2) その他指定管理者が必要と認める場合 指定管理者が必要と認める額 (利用料金の減免)
- 第5条 条例第9条に規定する場合において、指定管理者が利用料金の全部又は一部 を免除することができる額は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 特定地域住民が利用する場合 全額
  - (2) 本市が主催する行事に利用する場合 全額

- (3) 本市が共催する行事に利用する場合 利用料金の2分の1の額
- (4) その他指定管理者が特別の理由があると認める場合 指定管理者が必要と 認める額

(遵守事項)

- 第6条 入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 利用許可を受けた部屋以外の部屋を利用しないこと。
  - (2) 所定の場所以外で飲食し、若しくは喫煙し、又は許可を受けないで火気を 使用しないこと。
  - (3) 許可を受けないで物品の展示又は販売をしないこと。
  - (4) 許可を受けないで壁面、柱、扉等にはり紙、くぎ打ち等をしないこと。
  - (5) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品又は動物類を携帯しないこと。
  - (6) その他指定管理者の指示すること。

(公告)

- 第7条 市長は、条例第15条第1項の規定により施設の管理を行わせるため、指定管 理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとす る。
  - (1) 名称及び位置
  - (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
  - (3) 指定管理者の指定の予定期間
  - (4) 条例第15条第2項の申請(以下「指定申請」という。)の方法
  - (5) その他市長が必要と認める事項

(指定申請)

- 第8条 指定申請は、市長が定める期間内に行わなければならない。
- 2 条例第15条第3項の規則で定める申請書は、那覇市鏡水ふれあい会館指定管理者 指定申請書(第5号様式)とする。
- 3 条例第15条第3項の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 会則又はこれに相当する書類
  - (2) 役員の名簿及び履歴書
  - (3) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
  - (4) 指定申請の日の属する事業年度の前事業年度における収支決算書

- (5) 指定申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書
- (6) 指定管理者の指定の予定期間に属する各年度の施設の管理に係る事業計画 書及び収支予算書
- (7) その他市長が必要と認める書類 (指定等)
- 第9条 市長は、条例第15条第1項の規定による指定をするときは、那覇市鏡水ふれ あい会館指定管理者指定書(第6号様式)を交付する。
- 2 市長は、条例第15条第1項の規定による指定をしないときは、那覇市鏡水ふれあ い会館指定管理者不指定通知書(第7号様式)を交付する。

(協定)

- 第10条 指定管理者は、本市と施設の管理に関する協定を締結する。
- 2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - (1) 事業計画に関する事項
  - (2) 利用料金に関する事項
  - (3) 管理に要する費用に関する事項
  - (4) 管理を行うに当たって業務上知り得た秘密及び保有する個人情報の保護に 関する事項
  - (5) 管理の業務の報告に関する事項
  - (6) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
  - (7) その他市長が必要と認める事項

(選定委員会の組織)

- 第11条 条例第19条第1項で定める選定委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市 長が委嘱する。
  - (1) 学識経験者
  - (2) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第12条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間 とする。

(委員長及び副委員長)

第13条 選定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選でこれを定める。

- 2 委員長は、選定委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたと きは、その職務を代理する。

(選定委員会の会議)

- 第14条 選定委員会の会議は、委員長が招集する。
- 2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 選定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決 するところによる。

(選定委員会の庶務)

第15条 選定委員会の庶務は、総務部平和交流・男女参画課において処理する。 (委任)

第16条 第11条から前条までに定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な 事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

(細目)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

## 第1号様式(第2条関係)

## 那覇市鏡水ふれあい会館利用許可申請書

様

年 月 日

那覇市鏡水ふれあい会館 指定管理者

> 申請者 住所 氏名 印 連絡先 団体にあっては、事務所の所在地、名 称、代表者の氏名及び電話番号

次のとおり、那覇市鏡水ふれあい会館条例第7条第1項の規定により那覇市鏡水ふれあい会館を利用したいので申請します。

利用の目的及び内容										
利用する部屋										
附属設備等の利用の有無	□有(							)	□無	
AIIII note			年	月	日	時	分	から		
利用日時			年	月	日	時	分	まで		
	□有	1	特	定地域但	E民が利	钊用				
減免申請の有無		2	那	爾市が(	主催・	共催)す	る行	事に利	岬	
		3	근(	の他(						)
	□無									
その他必要事項										

第2号様式(第2条関係)				
		3	<b>第</b>	뮷
		年	月	日
住所				
氏名	様			

那覇市鏡水ふれあい会館 指定管理者 印

## 那覇市鏡水ふれあい会館利用許可書

年 月 日付申請のあった那覇市鏡水ふれあい会館の利用については、次のとおり許可します。

利用の目的及び内容								
利用する部屋								
附属設備等の利用の有無	□有(							) □無
Administ			年	月	日	時	分	から
利用日時			年	月	日	時	分	まで
		1	全	頂免除				
減免の有無及び内容	□有	2	半額	頂免除				□無
		3 (			)免除			
利用料金								円
許可条件								

## 第3号様式(第3条関係)

## 那覇市鏡水ふれあい会館利用許可変更申請書

年 月 日

那覇市鏡水ふれあい会館

指定管理者 様

申請者 住所

氏名 印

連絡先

団体にあっては、事務所の所在地、名 称、代表者の氏名及び電話番号

次のとおり、那覇市鏡水ふれあい会館条例第7条第1項の規定により那覇市鏡水ふれあい会館の利用許可事項を変更したいので申請します。

許可番号						第		÷	럇			
区分				変更向	前					変更後	É	
利用の目的及び 内容												
利用する部屋												
附属設備等の利	口有(					)	口有(					)
用の有無	口無						口無					
#III net	年		月	Ħ	時	分から	4	E	月	Ħ	時	分から
利用日時	年		月	Ħ	時	分まで	年	E	月	Ħ	時	分まで
	口有	1 2		を地域的 関連が1		利用 共催)する	口有				民が利):	用 :催)する
滅免申請の有無		-		に利用		VIII. 3 .P.			行事に		THE Y	(III) Y W
		3	そ(	か他(		)		3	その	也(		)
	□無						□無					
変更の理由												

第4号様式(第3条関係)

第 号 日

住所

氏名 様

那覇市鏡水ふれあい会館 指定管理者 印

## 那覇市鏡水ふれあい会館利用許可変更許可書

年 月 日付申請のあった那覇市鏡水ふれあい会館の利用許可 事項の変更については、次のとおり許可します。

区分				変更	ìÚ					変更後	É	
利用の目的及び												
内容												
利用する部屋												
附属設備等の利	□有(					)	口有(					)
用の有無	□無						□無					
SIR D III	年		Я	Ħ	時	分から	4	Ξ	月	H	時	分から
利用日時	年		月	日	時	分まで	4	5	月	日	時	分まで
	口有	1	特)	定地域化	E民が	刊用	口有	1	特定	地域住」	民が利	Ħ
社体の七年リンソ		2	那	闘市が(	主催・非	共催)する	2 那覇市が(主催・共催)する					
滅免の有無及び			行业	に利用					行事に	利用		
内容		3	そ	の他(		)		3	その	他(		)
	□無						□無					
利用料金												
許可条件												

## 第5号様式(第8条関係)

## 那覇市鏡水ふれあい会館指定管理者指定申請書

年 月 日

那覇市長 様

申請者 所在地

団体名

代表者 印

連絡先 担当者

電 話

那覇市鏡水ふれあい会館条例第15条第2項の規定により、指定管理者の指定を 受けたいので申請します。 第6号様式(第9条関係)

那覇市指令 第 号

年 月 日

所在地

団体名

代表者 様

## 那覇市鏡水ふれあい会館指定管理者指定書

年 月 日付けで申請のあった指定管理者の指定については、那 覇市鏡水ふれあい会館条例第15条第1項の規定により、下記のとおり指定します。

記

指定期間: 年 月 日から 年 月 日まで

第7号様式(第9条関係)

那覇市指令 第 号

年 月 日

所在地

団体名

代表者 様

那覇市鏡水ふれあい会館指定管理者不指定通知書

年 月 日付けで申請のあった指定管理者の指定については、指定 しませんので通知します。

\_\_\_\_\_\_\_

## 那覇市規則第42号

平成23年10月3日

那覇市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市火災予防条例施行規則(昭和47年那覇市規則第53号)の一部を次のように改正する。

### 改正前

### (消防訓練実施の届出)

- 第3条 条例第55条第2項及び第3項に規定 する消防訓練の届出は、消防訓練実施届 出書(第1号様式の2)によるものとし、正 本及び副本各1部とする。
- 2 消防訓練が行われたときは、前項の届 出書の副本に実施済印(第1号様式の3) を押して届出者に交付するものとする。 (防火対象物の使用開始の届出)
- 第4条 条例第57条に規定する防火対象物 の使用開始の届出は、<u>防火対象物使用開</u> 始届出書(第2号様式)によるものとする。

(火を使用する設備等の設置の届出)

- 第5条 条例第58条に規定する火を使用する設備等の設置の届出は、次に定める届出書によるものとする。
  - (1) 条例第58条第1号から<u>第8号の2</u>までに掲げる設備 炉、厨房設備、温風暖房機、ボイラー、給湯湯沸設備、乾燥設備、サウナ設備、ヒートポンプ冷暖房機、火花を生ずる設備、放電加工機設置届出書(第3号様式)
  - (2) 条例第58条第9号から第12号まで に掲げる設備 変電設備、燃料電池発 電設備、発電設備、蓄電池設備設置届 出書(第4号様式)
  - (3) 条例<u>第58条第13号</u>に掲げる設備 ネオン管灯設備設置届出書(第5号様 式)
  - (4) 条例<u>第58条第14号</u>に掲げる設備 水素ガスを充てんする気球の設置届 出書(第6号様式)
- 2 [略]

#### 改正後

(消防訓練実施の届出)

第3条 条例第55条第2項及び第3項に規定 する消防訓練の届出は、消防訓練実施届 出書(第1号様式の2)に<u>よるものとする</u>。

(防火対象物の使用開始等の届出)

第4条 条例第57条に規定する防火対象物 の使用開始<u>又は変更</u>の届出は、<u>防火対象</u> 物使用開始(変更)届出書(第2号様式)に よるものとする。

(火を使用する設備等の設置の届出) 第5条 [略]

- (1) 条例第58条第1号から<u>第9号</u>までに 掲げる設備 炉、厨房設備、温風暖房 機、ボイラー、給湯湯沸設備、乾燥設 備、サウナ設備、ヒートポンプ冷暖房 機、火花を生ずる設備、放電加工機設 置届出書(第3号様式)
- (2) 条例<u>第58条第10号から第13号まで</u> に掲げる設備 変電設備、燃料電池発 電設備、発電設備、蓄電池設備設置届 出書(第4号様式)
- (3) 条例<u>第58条第14号</u>に掲げる設備 ネオン管灯設備設置届出書(第5号様 式)
- (4) 条例<u>第58条第15号</u>に掲げる設備 水素ガスを充てんする気球の設置届 出書(第6号様式)
- 2 [略]

(核燃料物質等の貯蔵又は取扱いの届出)

- 第8条 条例第61条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)に規定する 核燃料物質等の貯蔵又は取扱いの届出 は、<u>核燃料物質、放射性物質、火薬類、</u> <u>易燃性物質、高圧ガス、有毒ガス、貯蔵、</u> 取扱届出書(第12号様式の2)によるもの とする。
- 2 前項の届出書の提出は、貯蔵<u>又は</u>取扱い を始める日の7日前までに行わなければ ならない。

(指定数量未満の危険物等の届出)

- 第9条 条例第62条第1項に規定する届出は、少量危険物、指定可燃物貯蔵取扱届出書(第13号様式)によるものとする。この場合において、当該届出書の提出は、貯蔵又は取扱いを開始する日(設備の設置の工事を伴うものにあっては、当該工事に着手する日)の7日前までに行わなければならない。
- 2 条例第62条第2項に規定する届出は、<u>少</u> <u>量危険物、指定可燃物貯蔵取扱廃止届出</u> <u>書</u>(第13号様式の2)によるものとする。 この場合において、当該届出書の提出 は、貯蔵又は取扱いの廃止後速やかに行 わなければならない。

(申請書及び届出書)

- 第10条 第2条の2及び第9条の2の規定に よる申請書並びに<u>第3条の2</u>から第9条ま での規定による届出書は、正本及び副本 各1部とする。
- 2 [略]

[別表第1 別記]

「第1号様式の3 別記]

[第2号様式 別記]

(核燃料物質等の貯蔵又は取扱いの届出)

- 第8条 条例第61条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)に規定する 核燃料物質等の貯蔵又は取扱いの届出は、核燃料物質等貯蔵・取扱(新規・変 更・廃止)届出書(第12号様式の2)による ものとする。
- 2 前項の届出書の提出は、貯蔵<u>若しくは</u>取 扱いを<u>開始し、廃止し、又は届出事項を</u> 変更する日の7日前までに行わなければ ならない。

(指定数量未満の危険物等の<u>貯蔵又は取</u>扱いの届出)

- 第9条 条例第62条第1項に規定する届出は、少量危険物、指定可燃物貯蔵・取扱(変更)届出書(第13号様式)によるものとする。この場合において、当該届出書の提出は、貯蔵又は取扱いを開始し、又は変更する日(設備の設置の工事を伴うものにあっては、当該工事に着手する日)の7日前までに行わなければならない。
- 2 条例第62条第2項に規定する届出は、<u>少</u>量危険物、指定可燃物貯蔵・取扱廃止届出書(第13号様式の2)によるものとする。この場合において、当該届出書の提出は、貯蔵又は取扱いの廃止後速やかに行わなければならない。

(申請書及び届出書)

- 第10条 第2条の2及び第9条の2の規定に よる申請書並びに<u>第3条</u>から第9条まで の規定による届出書は、正本及び副本各 1部とする。
- 2 [略]

[別表第1 別記]

「第1号様式の3 別記]

[第2号様式 別記]

[第12号様式の2 別記]	[第12号様式の2 別記]
[第13号様式 別記]	[第13号様式 別記]
[第13号様式の2 別記]	[第13号様式の2 別記]

### 備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を 当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 4 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の様式(以下「改正後様式」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合については、当該改正様式の全部を当該改正後様式に改める。
- 5 表又は様式の改正規定において、改正後の欄中の罫線に対応する改正前の欄中の罫線がない場合には、当該罫線を加える。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]

別表第1(第2条関係)

		規制事項	寸	法	色		
根拠条文	標識類の種類		cm	cm	地	文字	
		`	巾	長さ			
[略]							
第31条の2第2	/危険物/指定可	「燃物/}を取り扱	[略]				
項第1号	っている旨並びに	.危険物等の品名及					
第33条第3項	び最大数量を記載	した標識					
第34条第2項第							
1号							
[略]							

[改正後 別記]

別表第1(第2条関係)

		規制事項	寸	法	É	<u>ő</u>
根拠条文	標識類の種類		cm	cm	地	文字
			ф	長さ		
[略]						
第31条の2第2	/危険物/指定可	「燃物/}を <u>貯蔵し、</u>	[略]			
項第1号	<u>又は</u> 取り扱ってい	る旨並びに危険物				
第33条第3項	等の品名及び最大	:数量を記載した標				
第34条第2項第	識					
1号						
[略]						

[改正前 別記]

第1号様式の3(第3条関係)



「那消」の次に課の頭文字を、「那覇市」の次に消防長又は消防署長を記入する。

[改正後 別記] 第1号様式の3 削除 [改正前 別記]

第2号様式(第4条関係)

## 防火対象物使用開始届出書

[略]	
建築確認年月日	[略]
工事完了(予定)年月日	[略]
[略]	

備考 [略]

[改正後 別記]

第2号様式(第4条関係)

## 防火対象物使用開始(変更)届出書

[略]	
建築確認年月日	[略]
工事種別	新築、増築、改築、その他( )
工事完了(予定)年月日	[略]
[略]	

備考 [略]

[改正前 別記]

第12号様式の2(第8条関係)

核燃料物質、放射性物質、火薬類 貯 蔵

易燃性物質、高圧ガス、有毒ガス 取 扱 届出書(新規・変更・廃止)

[略]

那覇市消防長 様

[略]

備考 [略]

[改正後 別記]

第12号様式の2(第8条関係)

核燃料物質等貯蔵・取扱(新規・変更・廃止)届出書

[略]

那覇市 消防署長 様

[略]

備考 [略]

[改正前 別記] 第13号様式(第9条関係)

> 少量危険物 貯蔵 指定可燃物 取扱 <u>届出書</u>

「略〕

貯蔵又は取扱い の開始予定期日 又は期間

[略]

備考 [略]

[改正後 別記]

第13号様式(第9条関係)

少量危険物、指定可燃物貯蔵・取扱(変更)届出書

「略

貯蔵又は取扱い の開始<u>(変更)</u>予 定期日又は期間

[略]

備考 [略]

[改正前 別記]

第13号様式の2(第9条関係)

少量危険物 貯蔵 指定可燃物 取扱 <u>廃止届出書</u>

[略]

備考 [略]

[改正後 別記]

第13号様式の2(第9条関係)

少量危険物、指定可燃物貯蔵・取扱廃止届出書

[略]

備考 [略]

那覇市規則第43号

平成23年10月3日

那覇市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市営住宅条例施行規則(平成10年那覇市規則第3号)の一部を次のように改正する。

目次 第1章~第5章 [略]
2 条例第74条の3の規則で定める申請書は、指定管理者指定申請書(第72号様式)によるものとする。         3 条例第74条の3の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。         (1) 事業計画書(申請に係る業務の実施の方法を記載した書類を含む。)         (2) 法人である団体にあっては次の書類         類         ア 定款又は寄付行為

- (3) 法人でない団体にあっては次の書類
  - ア 定款又は寄付行為に相当する書 類
  - イ 代表者の身分証明書(市町村長が 発行するものに限る。)
- (4) 最近の事業年度における事業報告 書、貸借対照表、収支計算書、財産目 録その他の経理的基礎を有すること を明らかにする書類(申請の日の属す る事業年度に設立された法人にあっ ては、その設立時における財産目録)
- (5) 役員の氏名、住所及び履歴を記載し た書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が 必要と認める書類

<u>(指定等)</u>

- 第43条の3 市長は、条例第74条の4の規定 による指定をするときは、那覇市営住宅 指定管理者指定通知書(第73号様式)を交 付する。
- 2 市長は、条例第74条の4の規定による指 定をしないときは、那覇市営住宅指定管 理者不指定通知書(第74号様式)を交付す る。

(協定)

- 第43条の4 条例第74条の7の協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - (1) 事業計画に関する事項
  - (2) 管理に要する費用に関する事項
  - (3) 管理を行うに当たって業務上知り 得た秘密及び保有する個人情報の保 護に関する事項
  - (4) 管理の業務の報告に関する事項
  - (5) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
  - (6) その他市長が必要と認める事項 (事業報告書)
- 第43条の5 条例第74条の8の事業報告書 は、次に掲げる事項を記載して提出する

#### (2)

## (1) 市営住宅等の管理に関する業務の 実施状況

- (2) 市営住宅等の管理に関する業務に 係る収支状況
- (3) 市営住宅等の利用状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が 必要と認める事項

第7章 [略]

(市営住宅監理員)

ものとする。

第44条 条例<u>第75条第1項</u>に規定する市営 住宅監理員は、市営住宅課長をもって充 てる。

### 第45条~第47条 [略]

(立入検査の証票)

<u>第48条</u> 条例<u>第75条の2第3項</u>に規定する身 分を示す証票は、市営住宅検査員証(<u>第75</u> <u>号様式</u>)とする。

### 第49条 [略]

「別表第1 別記]

[第35号様式 別記]

[第36号様式 別記]

[第45号様式 別記]

[第72号様式 別記]

[第73号様式 別記]

[第74号様式 別記]

[第75号様式 別記]

## 第6章 [略]

(市営住宅監理員)

第43条 条例<u>第74条第1項</u>に規定する市営 住宅監理員は、市営住宅課長をもって充 てる。

### 第44条~第46条 [略]

(立入検査の証票)

第47条 条例第75条第3項に規定する身分を示す証票は、市営住宅検査員証(第72 号様式)とする。

## 第48条 [略]

「別表第1 別記]

[第35号様式 別記]

[第36号様式 別記]

「第45号様式 別記]

[第72号様式 別記]

### 備考

- 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の 欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部 分を加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 3 条名等を「~」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれ らの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。
- 4 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合については、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。
- 5 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の様式(以下「改正後様式」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合については、

当該改正様式の全部を当該改正後様式に改める。

6 改正後様式の表示に対応する改正前の欄中に当該様式の表示がない場合は、当該改正 後様式を加える。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

## [改正前 別記]

## 別表第1(第17条関係)

1 軽微な修繕	<ul> <li>(1) 壁の汚損及び穴空き等修理及び塗り替え</li> <li>(2) 畳表及び畳床の取替え</li> <li>(3) 戸棚及び棚の修理</li> <li>(4) 建具(玄関扉、雨戸、ガラス戸、ふすま及び障子等をいう。) 及び附属金物(締まり、ちょうつがい、引き戸、車レール、錠及びドアチェーン等をいう。)の修理及び取替え</li> <li>(5) ガラス戸の取替え並びにふすま及び障子の張替え</li> <li>(6) その他構造上重要でない部分の修理</li> </ul>
2 附属施設で 構造上重要で ない部分の修 繕	(1) 給水栓の修理及び取替え (2) 台所流し及び排水管の清掃並びに修理 (3) 給水栓シスターン及びフラシュバルブ等パッキング取替え (4) 外灯、階段灯、側壁等のグローブ、電球、点滅器等の修理及 び取替え (5) 天井木座より下の部分の室内灯(コード、点滅器、グローブ、 電球等の部分をいう。)及びコンセントの修理及び取替え (6) 物干しの塗装、修理及び取替え (7) 排水溝、ためます等の清掃 (8) 垣根、樹木等の手入れ (9) その他附帯施設で重要でない部分の修理

## [改正後 別記]

## 別表第1(第17条関係)

1 軽微な修繕	(1) 壁の汚損及び穴空き等の修理及び塗り替え (2) 畳表の取替え (3) 建具(玄関扉、雨戸、ガラス戸、ふすま及び障子等をいう。) の附属金物(締まり、丁番、取っ手及び引手類、レール、戸車、 ドアクローザー、錠等をいう。)の修理及び取替え (4) 破損ガラスの取替え並びにふすま及び障子の張替え (5) その他軽微な修繕
2 附帯施設の 構造上重要で ない部分の修 繕	<ul> <li>(1) 給水栓の修理及び取替え</li> <li>(2) 台所流し及び排水管の清掃</li> <li>(3) パッキン等の取替え</li> <li>(4) 外灯、階段灯、外部側壁灯の電球等の取替え</li> <li>(5) 室内灯(コード、点滅器、グローブ、電球等の部分をいう。) 及びコンセントの修理及び取替え</li> <li>(6) 物干しの塗装、修理及び取替え</li> <li>(7) 排水溝、ためます等の清掃</li> <li>(8) 垣根、樹木等の手入れ</li> <li>(9) その他重要でない部分の修繕</li> </ul>

[改正前 別記] 第35号様式(第20条関係)

年 月 日

号

印

## 市営住宅模様替等承認申請書

那覇市長 殿

申請人 那覇市 市営住宅 棟

入居者 電話番号

な今も) オストレにへいて飛辺な严け

次のとおり住宅を模様替え・増築(工作物設置を含む)することについて承認を受けたいので、申請します。

なお、承認を受けたときは、那覇市営住宅条例及び同施行規則を遵守するとともに、 これらに基づく市長の指示に従うことを誓約します。

構造			
建築面積			
着工及び完成	着工	年 月 日	
予定年月日	完成	年 月 日	
理由			
添 付 書 類	図面	その他	
備考			

[改正後 別記] 第35号様式(第20条関係)

年 月 日

## 市営住宅模様替等承認申請書

那覇市長 様

次のとおり住宅を模様替え(工作物設置を含む。)・増築することについて承認を受けたいので、申請します。

なお、承認を受けたときは、那覇市営住宅条例及び同施行規則を遵守するとともに、 これらに基づく市長の指示に従うことを誓約します。

模様 替え (設置工作物 の種類・数量)			
増築(構造・面積)			
着工及び完成	着工	年 月 日	
予定年月日	完成	年 月 日	
理由			
添付書類	図面	その他	
備考			

[改正前 別記] 第36号様式(第20条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

那覇市 市営住宅 棟 号 様

那覇市長印

## 市営住宅模様替等承認·不承認通知書

先に提出のありました市営住宅模様替等承認申請書の内容を審査した結果、

- □ 次のとおり承認しましたので、通知します。
- □ 次の理由により承認しませんので、通知します。

## 1. 承認の内容

住	宅	名	那覇市	市営住宅	棟	号
構		造				
建	築 面	積				

## 条 件

- (1) 承認した図面のとおり実施すること。
- (2) 模様替え等に要する一切の費用は、申請者の負担とする。
- (3) 市営住宅を明け渡す場合又は承認の取消しがあった場合は、直ちに申請人の負担で原状回復又は撤去すること。
- (4) 前項の処置により生じた損害については、市は賠償の責めを負わない。
- (5) 工事完成後は、係員の検査を受けること。

### 2. 承認しない理由

[改正後 別記] 第36号様式(第20条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

那覇市 市営住宅 棟 号様

那覇市長

## 市営住宅模様替等承認 · 不承認通知書

先に提出のありました市営住宅模様替等承認申請書の内容を審査した結果、

- □ 次のとおり承認しましたので、通知します。
- □ 次の理由により承認しませんので、通知します。

#### 1 承認の内容

住 宅 名	那覇市	市営住宅	棟	뎐
模様 替え (設置工作物 の種類・数量)				
増 築 (構造・面積)				

### 条 件

- (1) 承認した図面のとおり実施すること。
- (2) 模様替え等に要する一切の費用は、申請人の負担とする。
- (3) 模様替え等により施設に損害が発生した場合は、速やかに申請人の費用 負担で原状回復すること。
- (4) 市営住宅を明け渡す場合又は承認の取消しがあった場合は、直ちに申請 人の負担で原状回復又は撤去すること。
- (5) 前項の処置により生じた損害については、市は賠償の責めを負わない。
- (6) 工事完成後は、係員の検査を受けること。
- 2 承認しない理由

[改正前 別記] 第45号様式(第24条関係)

市営住宅退去届兼検査票						受	付	į	番	号			
	四百丘七色公佃水快直示												
住	5	包	名	那覇市		市営住	宅	棟		号			
移	ŧ	坛	先										
退	去名	丰 月	月		年	月	月						
-	那覇市	<b>卢長</b>	殿							左	Ę.	月	月
届出人氏名									印				
入居者氏名								印					
電話番号													
上	上記住宅を退去することになりましたので、検査をしていただきたく、届け出ます。												

検 査 年 月 日     年     月 日       修 繕 箇 所 数     量 修 繕 箇 所 数     量       畳 の 表 替 え     枚 戸 車										
畳のま替え     枚 戸 車 個       畳の白替え     枚 壁の汚れ       が ラスス 枚 蛍光灯の取替え     個       ロータンクふた 差 込み錠     編水箇所       便 座	検 査 年 月 日	年	月		月					
程 の 台 替 え	修 繕 箇 所	数 量	<b>遣</b> 修	繕	笛	所	数			量
校   様   様   様   様   様   様   様   様   様	畳の表替え	乜	女 戸			車				個
検	畳の台替え	杉	女ごみ	けし	の取付	け				個
検   F   K   K   K   K   K   K   K   K   K	ふすまの張り替え	杉	女 壁	の	汚	れ				
ロータンク   漏 水 箇 所   頂	ガ ラ ス	杉	黄 蛍 光	台灯 0	の取替	え				個
便     座     消火器の有無     有無	ロータンクふた		差	込	み	錠				個
備考 単 第 2 係 係 員 確 認 年 月 日	ロータンク		漏	水	笛	所				
管理第2条       修繕結果         管理第2条       係 員確認年月日	便 座		消力	大 器	の有	無	7	有	無	
管理第2条       修繕結果         管理第2条       係 員確認年月日										
管理第2条       修繕結果         管理第2条       係 員確認年月日										
管理第2条       修繕結果         管理第2条       係 員確認年月日										
修繕結果	備考									
修繕結果										
修繕結果										
修繕結果										
		管	<b></b>	理		第		2		係
年 月 日	修繕結果	仔	<b>系</b>		員	確	認	年	月	日
								年	月	日

[改正後 別記] 第45号様式(第24条関係)

市営住宅退去届兼検査票						受	付	番	号		
住	宅	名	那覇市		市営住	宅	棟		号		
移	転	先									
退	去年月	日		年	月	月					
那	爾市長	様							年	月	月
					<u>届出</u>	人氏名					印
											印
	電話番号										
上記	住宅をは	退去す	ることにな	りまし	たので、	、検査を	していた	だき	たく、原	届け出	ます。

検 査 年 月 日	年	月 日		時 分	
修 繕 箇 所	数量	修 繕 笸	所	数	量
畳の表替え	枚	電気設備	破 損		
畳の台替え	枚	給排水設備	破損		
ふすまの張り替え	枚	消火器の	有 無	有	無
ガ ラ ス	枚	撤去	物		
ロータンクふた					
ロータンク		入	居す	新 負 担	
戸車	個	建	築		円
クレセント・カムラッチ等	個	畳			円
壁の破損・汚損	枚	他			円
流し台化粧板	枚 ・ 一式	合	計		円
板 壁 破 損	枚	修繕費	钠 付	完納( / )	・未納
備考					
	係		員確	蓝 認 年 月	月日
				年 月	日

[改正前 別記] 第72号様式(第47条関係)

(表)

市営住宅検査員証			第	뭉
所属名				
氏名				
生年月日	年	月	日生	
交付	年	月	日	
	那覇市長		印	

(裏)

#### 那覇市営住宅条例(抜粋)

(立入検査)

- 第75条 市長は、市営住宅の管理上特に必要があると認めるときは、市営住宅監理員 又は市長の指定した者に市営住宅の検査をさせ、又は入居者に対して必要な指示を させることができる。
- 前項の規定による検査において、現に使用している市営住宅に立ち入るときは、 あらかじめ入居者の承諾を得なければならない。
- 第1項の規定による検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の 請求があったときは、これを提示しなければならない。

[改正後 別記] 第72号様式(第43条の2関係)

> 年 月 日

那覇市長 様

申請者 所 在 地 団体の名称 代表者の氏名 印 担当者の氏名 電話番号

指定管理者指定申請書

那覇市営住宅等の管理に係る指定管理者の指定を受けたいので、那覇市営住宅条例第74 条の3の規定により必要な書類を添えて申請します。

[改正後 別記] 第73号様式(第43条の3関係)

> 那關市指令 第 号 年 月 日

所在地 団体名 代表者

様

那覇市長 印

## 那覇市営住宅指定管理者指定通知書

年 月 日付けで申請のあった那覇市営住宅等の指定管理者の指定については、那覇市営住宅条例第74条の4の規定により、下記のとおり指定します。

記

指定期間: 年 月 日から 年 月 日まで

[改正後 別記] 第74号様式(第43条の3関係)

那覇市指令 第 号

年 月 日

所在地 団体名 代表者

様

那覇市長 印

## 那覇市営住宅指定管理者不指定通知書

年 月 日付けで申請のあった那覇市営住宅等の指定管理者の指定について は、指定しないので通知します。 [改正後 別記] 第75号様式(第48条関係)

(表)

市営住宅検査	<b>全員証</b>	1	第		
	所属				
	氏名				
	生年月日	年	月	日生	
	交付	年	月	日	
		印			

(裏)

### 那覇市営住宅条例 (抜粋)

### (立入検査)

- 第75条の2 市長は、市営住宅の管理上特に必要があると認めるときは、市営住宅 監理員又は市長の指定した者に市営住宅の検査をさせ、又は入居者に対して必 要な指示をさせることができる。
- 2 前項の規定による検査において、現に使用している市営住宅に立ち入るときは、あらかじめ入居者の承諾を得なければならない。
- 3 第1項の規定による検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

# 告示

**那覇市告示第 92 号** 平成 23 年 9 月 20 日 掲 示 済

那覇広域都市計画市場の変更について

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、那覇広域都市計画市場の変更をしたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

那覇市 上記代表者 那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の種類那覇広域都市計画市場
- 2 都市計画を定める土地の区域那覇広域都市計画市場の変更1号 東町市場(廃止)削除する部分 那覇市東町の一部
- 3 縦覧場所

那覇市都市計画部都市計画課(那覇市銘苅2-3-1 新都心銘苅庁舎5階)

**那覇市告示第 93 号** 平成 23 年 9 月 20 日 掲 示 済

個人情報業務届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第7条第5項及び同施行規則第2条第2項の規定に基づき、個人情報業務届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志



第1号様式(第19条関係)

#### 個人情報業務届出書

那覇市長 様

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届	出 番	号	,		届出担当課	特定健診課	電話2366			
個人	個人情報管理責任者 特定健診課長									
業	務の名	称	特定健	特定健診等業務						
楽	務の目	的	国民健康保険加入者を対象とした特定健診等の保健事業							
個。	個人情報の対象者 国民健康保険加入者									
業者	務の開始年月	В	口維	統/図 新 規	規(H20年 4月	1日)				
	基本的事項	思	想・信条	社会的活動	経済的活動	心身	その他			
個人情報の内容	図氏 名 所 図性 別 図生年月日 日本 籍 で		宗 教 支持政党 主義主張 筆味嗜好	□職 業 位 歴 格 入 罰 領 後 被 歴 格 入 罰 領 後 被 を を の の □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	図収 入 □資産状況 図公組公課 □経済取引 図公的扶助 □ □ □ □ □ □ □ □ 0 他	図健康状態 日容 図病 歴度 日日 日日				
個力	個人情報の収集方法 日本人/日本人以外(法令・公知性・緊急性・審議会)									
個)	個人情報の収集時期 口定期( 月~ 月)/20節時									
個力	個人情報の告知方法 口文書 口口頭 口告示 口申請等 口その他									
個力	(情報の記録形	多態	☑文書 □その他		イクロフィルム	✓電磁媒体				
備		考	特定健診等事業は法律で定められていることから、届出業務対 象外と判断していた							

<sup>(</sup>注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄 に記入すること。

## 公

那覇市公告第 137 号 平成 23 年 9 月 20 日 掲 示 済

### 那覇広域都市計画の変更について

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同 法第 19 条第 1 項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第 21 条第 2 項の 規定において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該 都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、那覇市民及び利害関係人は、縦覧期間満了の 日までに那覇市に意見書を提出することができます。

#### 那覇市

上記代表者 那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の種類
  - (1) 那覇広域都市計画地区計画
  - (2) 那覇広域都市計画一団地の住宅施設
  - (3) 那覇広域都市計画公園
- 2 都市計画を定める土地の区域
  - (1) 那覇広域都市計画地区計画(那覇市大名市営住宅地区) 新規 那覇市首里大名町3丁目の一部
  - (2) 那覇広域都市計画一団地の住宅施設(大名公営住宅) 廃止 那覇市首里大名町3丁目の一部
  - (3) 那覇広域都市計画公園 (3・3・那5号 虎瀬公園) 変更 那覇市首里赤平町2丁目及び首里久場川町1丁目の一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所

那覇市都市計画部都市計画課(新都心銘苅庁舎5階)

4 都市計画の案の縦覧期間

平成 23 年 9 月 20 日 (火) から平成 23 年 10 月 4 日 (火) まで (午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土・日曜日・祝祭日は除く。)

# 上下水道局告示

**那覇市上下水道局告示第 13 号** 平 成 23 年 9 月 14 日 掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市下水道条例第 16 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者 上下水道局長 宮 里 千 里

指定(登録)番号 第 181 号

指定工事店名 技研工業 株式会社

営業所所在地 那覇市曙3丁目4番6号

代表者名 新崎 雅邦

指定の有効期間 平成19年4月1日

平成 24 年 3 月 31 日

異動年月日 平成 23 年 8 月 30 日

異動事由 代表者の変更